

# 王子労基署からのお知らせ

(令和7年4月)



## ☑ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します (5月1日から9月30日まで、重点取組期間7月)

当署管内で昨年熱中症による死亡災害が発生しました。

熱中症による重篤な災害を防ぐため、令和7年5月1日から9月30日までの期間において「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。**4月は準備期間**です。WBGT 値(暑さ指数)の把握の準備、余裕を持った作業計画の策定、緊急時の措置の確認などの予防対策が確実に実施できているかを確認しましょう。

### 準備期間の4月に実施すべきこと



- ☑ 労働衛生管理体制の確立 (熱中症予防管理者の選任と熱中症予防の責任体制の確立)
- ☑ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備
- ☑ 作業計画の策定 (暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止基準)
- ☑ 設備対策の検討 (暑さ指数低減のための屋根、通風、冷房設備、散水設備の設置)
- ☑ 休憩場所の確保の検討 (冷房を備えた休憩場所、涼しい休憩場所の検討)
- ☑ 服装の検討 (透湿性と通気性の良い服装、ファン付き作業服の着用等)
- ☑ 教育研修の実施 (管理監督者に対する教育の実施)
- ☑ 緊急時の対応 (異常時の連絡体制や対応手順等を関係者に周知)

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

熱中症 クールワークキャンペーン

検索

## ☑ 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場に!

～高齢労働者の災害を減らすために・エイジフレンドリーガイドライン～

以下の項目を整備してエイジフレンドリーな職場にしましょう。

### ① 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
- 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

### ② 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)
- 高齢労働者の特性を考慮した作業管理 (主としてソフト面の対策)

### ③ 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

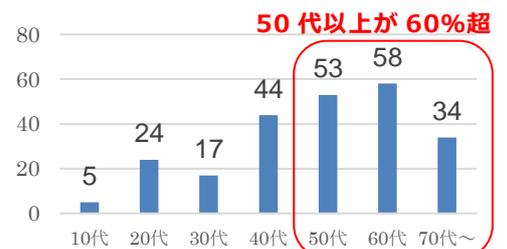
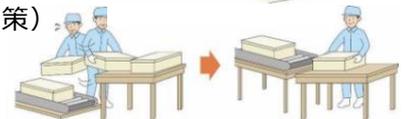
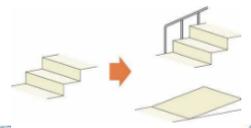
- 健康状況の把握
- 体力の状況の把握

### ④ 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

### ⑤ 安全衛生教育

- 高齢労働者、管理監督者等に対する教育



エイジフレンドリーガイドラインはこちら➡



(令和7年2月末 速報値)  
令和6年 王子署管内の労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数

問 合 先: 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226



# 労働者の雇い入れ、契約更新の際には、 労働条件をきちんと明示しましょう！

従業員に労働条件を伝えるには、①書面、②ファックス、③電子メールなど、のいずれかの方法で行うことが労働基準法で定められています。なお、②、③の方法で行う場合、従業員が希望した場合で書面を作成できるものに限られます。

【必ず明示が必要な事項】※赤字は令和6年4月に新たに加わりました！

- ① 労働契約の期間（無期労働契約か、有期労働契約か）
- ② 就業場所（雇入れ直後の配置場所、**変更の範囲**）
- ③ 職務内容（雇入れ直後の業務内容、**変更の範囲**）
- ④ 給与の決定、計算・支払の方法、締切、支払の時期について
- ⑤ 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（年休を含む）
- ⑥ 所定労働時間を超える労働の有無
- ⑦ 労働者を2組以上に分けて就業させる場合は、その就業時転換について
- ⑧ 退職の事由と手続きについて
- ⑨ 有期労働契約の場合
  - a 更新の有無
  - b 更新の判断基準
  - c **更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無とその内容**
  - d **無期転換申込機会、無期転換後の労働条件**

変更の範囲とは将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。



初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

【労使の取り決めがある場合、明示が必要な事項】

- ① 退職金の決定、計算・支払の方法、締切、支払の時期などについて
- ② 賞与や臨時に支払う賃金などについて
- ③ 労働者負担とする作業用品や食事代などについて
- ④ 安全衛生について
- ⑤ 職業訓練について
- ⑥ 災害補償や業務外の疾病の補助などについて
- ⑦ 表彰と制裁について
- ⑧ 休職について



<パート、アルバイトは、パートタイム・有期雇用労働法により以下の労働条件も明示>

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ 相談窓口

<以下のような労働条件通知は**違法**です！>

- ・労働条件通知書を入社1か月後（就労後）に渡す
- ・契約更新の際に労働条件通知書を交付しない
- ・求人票と同じ内容である旨を伝えるのみで、労働条件通知書を交付しない
- ・事実（実際の勤務）と異なる労働条件通知をする



東京労働局公式X(旧ツイッター) 公式アカウント@tokyoroudouMHLW

雇用、労働における各種施策や東京都内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けいたします！！

※公式Xに寄せられたコメントへの返信は行っておりません。

こちらからフォロー！！



問 合 先： 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226